

青梅市地域共生社会推進会議 【所管事項】 (1) 計画の策定および変更に関すること。 (2) 計画の進捗状況の把握に関すること。 (3) 計画の評価および見直しに関すること。 (4) その他計画の推進に関し青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項に関すること。 ※計画=青梅市地域福祉計画等
青梅市成年後見制度利用促進審議会 【所管事項】 (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。 (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。 (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関すること。
青梅市介護保険運営委員会 【所管事項】 (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。 (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。 (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項
青梅市障害者地域自立支援協議会 【所管事項】 (1) 分野を越えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。 (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。 (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。 (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性及問題点を評価すること。 (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。 (6) 社会資源の開発および改善に関すること。 (7) その他協議会において必要と認めること。
青梅市障害者計画等検討委員会 【所管事項】 障害者計画等の策定に関し、必要な事項を検討
青梅市子ども・子育て会議 【所管事項】 (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。 (3) 青梅市が定める子ども・子育て支援事業計画に関すること。 (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該施策の実施状況に関すること。

(仮称) 青梅市社会福祉審議会 【所管事項】 市長の諮問に応じ、社会福祉に関する基本的事項について調査審議し、答申する。
地域福祉部会 【所管事項】 ・地域福祉計画、重層の支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。 ・成年後見制度の利用の促進に関すること。 ・その他地域福祉計画等の推進に関し地域福祉部会の部会長が必要と認める事項に関すること。 ・他の部会に属さない事項に関し部会長が必要と認める事項に関すること。
高齢者部会 【所管事項】 ・介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画および認知症施策推進計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。 ・地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 ・地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。 ・その他介護保険事業計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項に関すること。
障がい者部会 【所管事項】 ・障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。 ・分野を越えた地域のネットワークづくりに関すること。 ・障がい者または支援機関等が抱える困難な課題への対応の在り方に関すること。 ・相談支援事業の有効性及問題点の評価に関すること。 ・障がい者およびその家族を支える地域における支援の連携に関すること。 ・障がい者に対する社会資源の開発および改善に関すること。 ・その他障害者計画等の推進に関し部会長が必要と認める事項に関すること。
子ども若者部会 【所管事項】 ・子ども・子育て施策に関する計画の策定、変更、進捗状況の把握、評価および見直しに関すること。 ・子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項および当該施策の実施状況の把握および調査審議に関すること。 ・特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関すること。 ・その他子ども・子育て施策の推進に関し部会長が必要と認める事項に関すること。

青梅市地域共生社会推進審議会 ※条例化 【所管事項】 (1) 青梅市地域福祉計画その他福祉に関する計画を横断的につなぐ福祉共通理念のもとこれらの各計画の調和に関すること。 (2) 次に掲げる計画（以下「計画」という。）の策定および変更に関すること。 ア 青梅市地域福祉計画 イ 青梅市重層の支援体制整備事業実施計画 ウ 青梅市再犯防止推進計画 (3) 計画の進捗状況の把握に関すること。 (4) 計画の評価および見直しに関すること。 (5) 前3号に定めるもののほか計画の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。
青梅市成年後見制度利用促進審議会 【所管事項】 (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。 (2) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。 (3) 成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施状況についての点検、評価または助言に関すること。
青梅市介護保険運営委員会 【所管事項】 (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。 (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。 (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。 (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項
青梅市障害者地域自立支援協議会 【所管事項】 (1) 分野を越えた地域のネットワーク（顔と顔が見える関係）づくりに関すること。 (2) 障害のある人または支援する機関等が抱える潜在化した問題を顕在化させることで、見えてくる困難な課題への対応の在り方に関すること。 (3) 障害者計画の実施状況の検証および評価に関すること。 (4) 中立性、公平性を確保しつつ、相談支援事業の有効性及問題点を評価すること。 (5) 障害のある人およびその家族を支える地域における制度や仕組み等支援の連携に関すること。 (6) 社会資源の開発および改善に関すること。 (7) その他協議会において必要と認めること。
青梅市障害者計画等審議会 ※条例化 【所管事項】 障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画に関する事項
青梅市子ども・子育て会議 ※条例改正 【所管事項】 (1) 基本法第10条第2項の規定による計画の策定および変更に関すること。 (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。 (3) 前2号のほか、子ども施策の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

青梅市地域共生社会推進審議会の委員構成

現 行

青梅市地域共生社会推進会議 【要綱】	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 地域福祉団体の代表者 (4) その他市長が必要と認める者	12人以内
青梅市成年後見制度利用促進審議会 【条例】	(1) 学識経験または専門的知識を有する者 (2) 医師 (3) 福祉関係者 (4) 市民	8人以内
青梅市介護保険運営委員会 【条例】	(1) 被保険者の代表 4人 (2) 事業者の代表 4人 (3) 学識経験者 5人以内	13人以内
青梅市障害者地域自立支援協議会 【要綱】	(1) 指定相談支援事業者 (2) 指定障害福祉サービス事業者 (3) 保健、医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 障害当事者および家族の代表 (6) 民生児童委員の代表 (7) 商工団体の代表 (8) 青梅市社会福祉協議会の代表 (9) 学識経験者 (10) その他青梅市長が必要と認める者	20人以内
青梅市障害者計画等検討委員会 【要綱】	(1) 保健・医療関係者 (2) 学識経験者 (3) 障害当事者または家族 (4) 指定障害福祉サービス事業者 (5) 民生・児童委員 (6) 学校教育関係者 (7) 青梅市障害者地域自立支援協議会の代表	13人以内
青梅市子ども・子育て会議 【条例】	(1) 学識経験者 1人 (2) 子どもの保護者 2人以内 (3) 事業主を代表する者 1人 (4) 労働者を代表する者 1人 (5) 子育て支援に関する事業に関係する者 7人以内	12人以内

1 2 月議会上程案（説明済案）

(仮称) 青梅市社会福祉審議会		
	・学識経験者 ・部会の部長および副部長 ・市民（公募） ・その他市長が必要と認める者	14人以内
地域福祉部会	・学識経験者または専門的知識を有する者（4人） ・市民（4人） ・医師（1人） ・地域団体の代表者（4人） ・福祉関係者（4人） ・その他会長が必要と認める者（1人）	18人以内
高齢者部会	・介護保険被保険者の代表 ・事業者の代表 ・学識経験者	13人以内
障がい者部会	・指定相談支援事業者 ・指定障害福祉サービス事業者 ・保健、医療関係者 ・教育関係者 ・障害当事者および家族の代表 ・民生児童委員の代表 ・商工団体の代表 ・青梅市社会福祉協議会の代表 ・学識経験者 ・その他会長が必要と認める者	20人以内
子ども若者部会	・学識経験者（1人） ・青梅市教育委員会を代表する者（1人） ・子どもの保護者（2人以内） ・事業主を代表する者（1人） ・労働者を代表する者（1人） ・子育て支援に関する事業に関係する者（7人以内）	13人以内

各部会の正副部会長
が審議会委員となる

2 月議会上程案（修正案）

青梅市地域共生社会推進審議会 【条例】	(1) 学識経験者 1人 (2) 次に掲げる付属機関の委員 4人 ア 青梅市成年後見制度利用促進審議会 イ 青梅市介護保険運営委員会 ウ 青梅市障害者計画等審議会…条例化 エ 青梅市子ども・子育て会議…名称変更 (3) 市民 4人以内 (4) 地域団体の代表者 4人 (5) 福祉関係者 2人	15人以内
青梅市成年後見制度利用促進審議会 【条例】	(1) 学識経験または専門的知識を有する者 (2) 医師 (3) 福祉関係者 (4) 市民	8人以内
青梅市介護保険運営委員会 【条例】	(1) 被保険者の代表 4人 (2) 事業者の代表 4人 (3) 学識経験者 5人以内	13人以内
青梅市障害者地域自立支援協議会 【要綱】	(1) 指定相談支援事業者 (2) 指定障害福祉サービス事業者 (3) 保健、医療関係者 (4) 教育関係者 (5) 障害当事者および家族の代表 (6) 民生児童委員の代表 (7) 商工団体の代表 (8) 青梅市社会福祉協議会の代表 (9) 学識経験者 (10) その他青梅市長が必要と認める者	20人以内
青梅市障害者計画等審議会 ※条例制定 【要綱→条例】	(1) 保健・医療関係者 2人以内 (2) 学識経験者 1人 (3) 障害当事者または家族 5人以内 (4) 指定障害福祉サービス事業者 2人以内 (5) 民生・児童委員 1人 (6) 学校教育関係者 1人 (7) 青梅市障害者地域自立支援協議会の代表 1人	13人以内
青梅市子ども・子育て会議 ※条例改正(名称変更) 【条例】	(1) 学識経験者 1人 (2) こどもの保護者 2人以内 (3) 事業主を代表する者 1人 (4) 労働者を代表する者 1人 (5) こども施策に関する事業に関係する者 7人以内 (6) 青梅市教育委員会を代表する者 1人 (7) 青梅市要保護児童対策地域協議会を代表する者 1人	14人以内

各付属機関の代表者が
審議会委員となる

【参考資料】

青梅市地域共生社会推進審議会条例（案）について

※ 今後の条例審査等により、内容が変更となる場合あり。

【青梅市地域共生社会推進審議会条例】

1 設置（第1条関係）

制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指し、青梅市地域福祉計画等の策定に関する調査および審議をするため、市長の付属機関として設置する。

2 所掌事項（第2条関係）

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 青梅市地域福祉計画その他福祉に関する計画を横断的につなぐ福祉共通理念のもとこれらの計画の調和に関すること。

(2) 次に掲げる計画（以下「地域福祉計画等」という。）の策定および変更に関すること。

- ・ 青梅市地域福祉計画
- ・ 青梅市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・ 青梅市再犯防止推進計画

(3) 地域福祉計画等の進捗状況の把握に関すること。

(4) 地域福祉計画等の評価および見直しに関すること。

(5) 前記(2)～(4)のほか地域福祉計画等の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

3 委員構成（第3条関係）

(1) 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- ・ 学識経験者 1人
- ・ 次に掲げる付属機関の委員 4人
 - * 青梅市成年後見制度利用促進審議会
 - * 青梅市介護保険運営委員会
 - * 青梅市障害者計画等審議会
 - * 青梅市こども・子育て会議
- ・ 市民 4人以内
- ・ 地域団体の代表者 4人
- ・ 福祉関係者 2人

(2) 前記2を調査審議するため、必要に応じて市長が委嘱する臨時委員を置くことができる。

4 委員の任期等（第4条関係）

(1) 委員の任期：2年

(2) 補欠委員の任期：前任者の残任期間

※ 再任を妨げない。

(3) 臨時委員の任期：次のいずれか早い日まで

- ・ 前記3(2)の調査審議が終了した日
- ・ 前記(1)(2)の任期が満了する日

(4) 委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない（その職を退いた後も同様）。

5 会長および副会長の選任および職務（第5条関係）

(1) 会長・副会長は、委員が互選する。

(2) 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(4) 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 会議の開催（第 6 条関係） (1) 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 （ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。） (2) 会議の開催には、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席を必要とする。 (3) 審議会の議事は出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数で決議し、可否同数のときは議長（＝会長）が決議する。 (4) 前記(1)にかかわらず、会長は、必要があると認めるときは、オンライン会議を行い、または書面による審議を発議することができる。
7 意見の聴取等（第 7 条関係） 審議会での調査審議のため、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。
8 庶務（第 8 条関係） 審議会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。
9 委任（第 9 条関係） この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
10 施行期日等 (1) 施行期日：令和 7 年 4 月 1 日 (2) 委員の任期の特例 条例施行日以後、最初に委嘱する委員の任期は、前記 4 (1)にかかわらず、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。